

2020

旭化成ホームズ少額短期保険の現状

旭化成ホームズ少額短期保険株式会社

はじめに

平素より、皆様には旭化成ホームズ少額保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、当社の経営方針、事業概要、財務状況などをご説明するためにディスクロージャー誌「2020 旭化成ホームズ少額短期保険の現状」を作成いたしました。

本誌が当社をご理解いただく一助になれば幸いです。

今後ともなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

目次

I 会社の概要および組織

1. 経営理念	01
2. 経営活動方針	01
3. 会社の沿革	02
4. 会社の組織	03
5. 株式・株主の状況	04
6. 取締役・監査役の状況	04

II 主要な業務内容

1. 取扱保険商品	05
2. 保険募集態勢	07
3. 再保険の状況	08
4. 保険金支払いサービス	09

III コンプライアンス（法令遵守）リスク管理態勢

1. コンプライアンス（法令遵守）個人情報保護について	10
2. リスク管理について	11
3. 業務改善委員会の設置と運営	11
[当社の勧誘方針]	11
[個人情報保護方針（プライバシーポリシー）]	12
4. お客様対応窓口について	16

IV 主要な業務に関する事項

1. 令和元年度における事業概況	17
2. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	17
3. 直近の2事業年度における業務の状況	18
(1) 主要な業務の状況を示す指標等	18
(2) 保険契約に関する指標等	20
(3) 経理に関する指標等	22
(4) 資産運用に関する指標等	23
4. 責任準備金残高の内訳	23

V 財産の状況

1. 計算書類	24
(1) 貸借対照表	24
(2) 損益計算書	26
(3) キャッシュ・フロー計算書	28
(4) 株主資本等変動計算書	29
2. 保険金の支払い能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	34
3. 有価証券または金銭信託の取得価額または契約価値、時価および評価損益	35
4. 会社法による会計監査人の監査	35
5. 金融商品取引法による公認会計士または監査法人の監査証明	35

I 会社の概要および組織

1. 経営理念

当社は、旭化成グループの一員として、旭化成グループ理念を共有しながら、生活リスクへのサポートを通じて、「ロングライフ住宅の実現」に貢献します。

旭化成グループ理念

私たち旭化成グループは、世界の人びとの“いのち”と“くらし”に貢献します。

旭化成グループビジョン

「健康で快適な生活」と「環境との共生」の実現を通じて、社会に新たな価値を提供していきます。

旭化成グループバリュー

「誠実」・・・誰に対しても誠実であること。

「挑戦」・・・果敢に挑戦し、自らも変化し続けること。

「創造」・・・結束と融合を通じて、新たな価値を創造すること。

旭化成グループスローガン

昨日まで世界になかったものを。

2. 経営活動方針

当社は、「ロングライフ住宅」の実現を目指す旭化成ホームズ株式会社の100%子会社として、旭化成ホームズ株式会社で建築した自宅（ヘーベルハウス）や賃貸住宅（ヘーベルメゾン）のご入居者を主な対象に、長期にわたり安心して生活いただけるよう特色ある保険商品を提供いたします。

事業の運営にあたっては、お客様の声に真摯に耳を傾け、質の高い保険商品の開発とサービス向上に反映できるよう努力いたします。

3. 会社の沿革

- 当社は、平成17年11月、住宅メーカーである旭化成ホームズ株式会社の100%出資により、ヘーベルハウス、ヘーベルメゾンのお客様の生活リスクをサポートする共済事業会社として設立されました。
(設立当初の社名は旭化成ヘーベリアン共済株式会社)
- 平成18年の保険業法改正後、少額短期保険業（いわゆるミニ保険会社）への業態変更を目指し、平成20年9月、少額短期保険業者として登録を完了しました。
【登録番号：関東財務局長（少額短期保険）第37号】
同時に、社名も「旭化成ホームズ少額短期保険株式会社」と改称し、同月より少額短期保険業を開始しました。
- 当社では、共済事業会社において販売していた家財共済及び医療共済の2種目の商品を承継し、少額短期保険商品（「賃貸住宅総合保険」、「医療保険」）を開発、販売を行っております。
また、ペット＆ファミリー損害保険株式会社の代理店として、ペット保険の代理販売も行っております。
- 平成22年5月、ヘーベルハウスオーナー向けの少額短期保険商品「家財総合保険」の販売を開始しました。
- 平成26年10月、ヘーベルハウスオーナー向けの少額短期保険商品「住宅設備等危険事故補償保険」の販売を開始しました。

[設立以降の経緯]

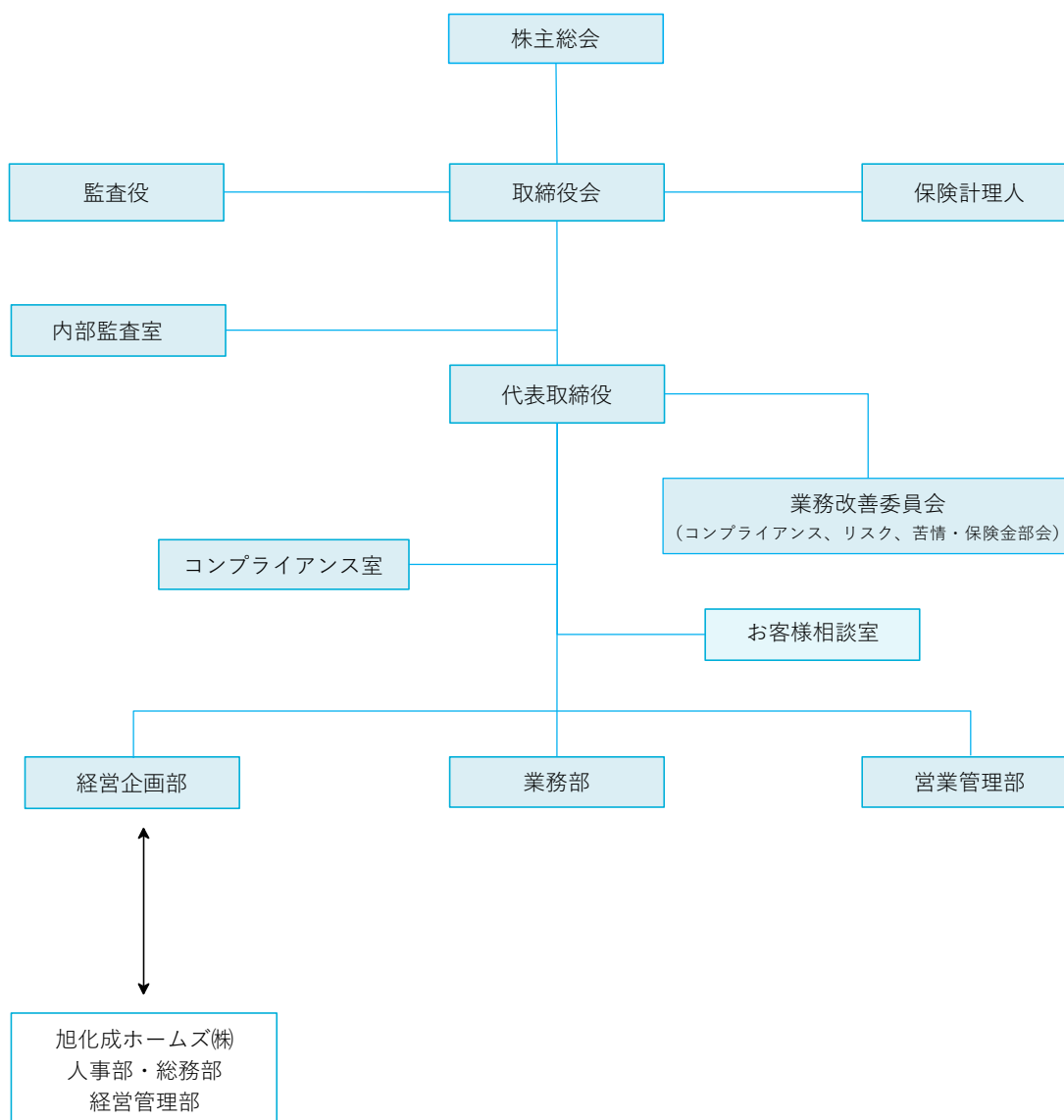
平成17年11月25日 旭化成ヘーベリアン共済株式会社 設立

平成20年9月1日 少額短期保険業登録 [関東財務局長（少額短期保険）第37号]
社名を「旭化成ホームズ少額短期保険株式会社」と改称

平成21年1月30日 増資（資本金を2億9000万円に）

4. 会社の組織

2020年6月16日現在



本店所在地

〒101-8101
東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
神保町三井ビルディング7F
Tel. 03-6899-3290

支社・営業所はありません。

5. 株式・株主の状況

(1) 株式数

発行可能株式総数	16,000株
発行済株式の総数	5,800株

(2) 令和元年度末株主数1名

(3) 株主の状況

株主の名称	持株数	持株比率
旭化成ホームズ株式会社	5,800 株	100%

払込資本金額：2 億 9000 万円

6. 取締役・監査役の状況

2020年6月16日現在

地位及び役職	氏 名
代表取締役社長	佐藤 統政
取締役	槻 宗典
取締役	小郷 直史
取締役	奥平 隆史
監査役	吉田 一茂

II 主要な業務内容

1. 取扱い保険商品

当社におきましては、「賃貸住宅総合保険」「家財総合保険」「住宅設備等特定危険事故補償保険」および「新医療保険」の保険商品の販売・引受を行っております。

●火災・家財保険

(i) 賃貸住宅総合保険

【商品の特長】

この商品には、以下の特長があります。

- ①賃貸借契約にあたり、ご入居者と貸主双方に安心を確保できる商品です
- ②賃貸住宅に起こる火災、落雷、盗難等の損害事故に幅広く補償提供できる商品です
- ③賃貸借契約に合わせ、保険料一括払いで手軽に加入できる商品です
- ④家財補償額は、再調達価額（新価）によるものです

【補償内容】

以下の4種の補償を一つの商品にパッケージした総合補償型の保険です。

家財補償：火災・落雷・盗難等の事故による所有家財に生じた損害を補償

借家人賠償責任補償：火災・爆発・給排水設備に生じた事故により貸主に対し損害賠償責任が発生した場合の補償

個人賠償責任補償：日常生活において他人の身体や財物に損害を与えたことにより損害賠償責任が発生した場合の補償

修理費用補償：賃貸借契約に基づき修理する費用を負担する場合の補償

(ii) 家財総合保険

【商品の特長】

この商品には、以下の特長があります。

- ①ヘーベルハウスオーナーを主たる対象とし、所有家財についての保証を提供する商品です。
- ②火災・落雷のほか、風災、水災などの自然災害、盗難、汚損などの日常災害まで幅広いリスクに備えることができます。
- ③4つの加入プランの中から選択でき、保険料は年払いのみ、銀行口座振替など簡易に加入できる商品です。

【補償内容】

所有家財について、以下のリスクに備える損害補償を内容とします。

- ①火災リスク ：火災、落雷、破裂・爆発
- ②自然災害リスク ：風災、水災、雪災、ひょう災
- ③日常災害リスク ：盗難、水濡れ、騒じょう、破損・汚損

【ご加入プラン】

家族人数や所有家財の状況に応じて、補償限度額 300 万円～1,000万円のプランを用意しております。

(iii) 住宅設備等特定危険事故補償保険

この保険は、居住の用に供される建物に付属した住宅設備等を保険の目的として、電氣的・機械的事故や破損・汚損等事故による損害を受けたときに保険金をお支払いします。

●医療保険

(iv) 新医療保険

【商品の特長】

この商品には、以下の特長があります。

- ① ケガ・病気による入院保障を提供します。
- ② 医師の診査なしに告知のみで簡便にご加入できます。
- ③ 幅広い年齢層（15 歳～84 歳）にご加入・更新継続をいただけます。
- ④ ケガ・病気による入院保障のみを提供する「入院プラン」とケガ・病気による入院保障にプラスして手術保障と先進医療・放射線治療保障を提供する「総合プラン」の2つのプランを用意しています。

【保障内容】

《入院プラン》

入院保障のみを提供するお手軽な保険料のシンプルなプランです。

入院保障 : ケガ・病気の治療を目的とした入院について保障を提供します。

入院給付金日額は、3,000 円 4,000 円 5,000 円 の中 から選択できます。

《総合プラン》

入院保障に手術保障及び先進医療・放射線治療保障を備えた充実プランです。

手術保障 : 治療を直接の目的とする手術についての保障です。

1 回の手術につき、入院給付金日額 x 手術の種類に応じた倍率（5 倍・10 倍・20 倍・40 倍）の額を保障します。

先進医療・放射線治療保障 :

先進医療保障は、厚生労働省が定めた先進医療技術による治療を受けた場合、それによる技術料等を保障するものです。

放射線治療保障は、治療を直接の目的とする放射線治療についての保障です。

先進医療保険は、先進医療に要した技術料、交通費を保障します。
放射線治療保障は、入院給付金日額 X 10 倍の額を保障します。

2. 保険募集態勢

当社の保険募集態勢は、以下の通りとなっております。

● 賃貸住宅総合保険、家財総合保険、住宅設備等特定危険事故補償保険、新医療保険

代理店委託による募集及び直接募集

(1) 代理店委託による募集

《代理店の委託について》

旭化成ホームズグループ会社及び提携不動産会社と少額短期保険の代理店委託契約を締結し、代理店募集を行っております。

入居者が安心して日々の生活を営めるようご契約いただく商品のため、募集に際しては、お客様に保険商品の内容をよく理解し、ご納得いただくことが第一義と考えております。

取扱い代理店の選定に際しては、法令を遵守し正しい販売を行う適格性を有するかを十分に審査し、委託登録を行っております。

《代理店の教育・指導》

委託代理店に対しては、正しい販売、事務取扱い、法令遵守等の教育指導を行うため

・ 「販売・コンプライアンスマニュアル」

を作成、各代理店に指導教材として配布し、教育指導の場面で活用しております。

また、営業管理部社員が定期的に代理店訪問を行い、商品の重要事項説明（「契約概要」「注意喚起情報」「個人情報保護規程」を内容とする重要事項説明書の手交、説明等）、正しい申込事務取扱い、コンプライアンスの教育指導を行っております。

(2) 直接募集

代理店による募集のほか、ヘーベリアン誌（旭化成ヘーベルハウスオーナー様向け会報誌）による商品広告、資料請求受付、電話によるご質問への対応などによる直接募集も行っております。

お客様よりの資料請求があった場合、

・商品パンフレット

・保険ガイドブック（重要事項説明書・約款）

・記入要領を盛り込んだ契約申込書・健康状態告知書（新医療保険）

を即時お送りし、保険商品に関する情報提供を行い、商品に対するご理解とご加入の検討をいただくこととしております。

3. 再保険の状況

当社は、お引き受けするリスクの分散による事業の安定性確保のために、当社の保険責任の一部を再保険契約しております。

再保険会社の選定については、原則として格付け会社よりA以上の格付けを取得している会社を要件としております。

当社は、2020年7月1日現在、下記の再保険会社と再保険を締結しております。

【出再再保険会社の名称】

トーア再保険株式会社

大同火災海上保険株式会社

現代海上火災保険株式会社

【出再割合】

賃貸住宅総合保険：90%

医療保険：67%

4. 保険金支払いサービス

保険金・給付金の支払いは、保険業務の基本的役割を担う業務であり、請求受付からお支払まで、漏れのないようサービス態勢の整備に努めております。

(1) 保険金・給付金受付事故センターの設置

賃貸住宅総合保険・家財総合保険に関する保険事故発生及び新医療保険の給付金請求事由が発生した場合の専用窓口として「事故センター（フリーダイヤル）」を設置し、迅速に支払サービスを受けられるよう努めております。

事故センター	
賃貸住宅総合保険 家財総合保険	0120-880-601（フリーダイヤル）
新医療保険	0120-770-671（フリーダイヤル）

(2) 支払査定・調査について

適正な保険金・給付金の支払が遂行されるよう、専任スタッフを配置し、お客様の視点に立ち、以下の点に留意した支払査定・調査に努めております。

- ①立証責任の有無に係わらず事実関係の調査確認を十分に行うこと
- ②必要に応じて鑑定人等の専門家による調査を依頼し、お客様の理解を得られるようにすること
- ③不払いとした事案の内容や保険金支払に関する苦情については、業務改善委員会（苦情保険金部会）の審議を経て適切に処理されているかを検証すること

(3) 保険金・給付金ご請求案件についてのお客様の声収集

保険金・給付金の請求・支払に関する案件については、お客様の声を収集し定期的に社内の業務改善委員会に報告し、不払いの防止や今後の業務改善に繋げるよう全社的な取組みを行っております。

III コンプライアンス（法令遵守）・リスク管理態勢

当社では、少額短期保険会社の公共的使命に鑑みコンプライアンス（法令遵守）・リスク管理を経営の最重要事項として位置づける一方、社内方針・規程の整備、委員会による組織対応等により役職員一丸となってコンプライアンス推進に努めております。

1. コンプライアンス（法令遵守）、個人情報保護について

当社では、「コンプライアンス」とは、法令や社内規程のほか、倫理、モラル、マナーなど社会規範を含め、企業が社会的な評価、信頼を得るために必要なルールの遵守を指すものと考えます。

《コンプライアンス》

役職員が等しくコンプライアンスを重視し、取り組みを推進するため、下記の社内方針・規程の整備を行い、遵守に努めております。

[「勧誘方針」](#)

[「コンプライアンス基本方針」](#)

[「法令等遵守規程」](#)

[「内部通報者保護規程」](#)

[「苦情・相談取扱規程」](#)

また、役職員、代理店、募集人のコンプライアンス意識の向上、日常の取り組みを進めるため、コンプライアンスの重要性、募集をはじめ日常活動での禁止行為等を内容とした指導マニュアルを策定、社内及び代理店に備え置き、日常指導教材としております。

[「コンプライアンスマニュアル－社員向け－」](#)

[「販売・コンプライアンスマニュアル－代理店向け－」](#)

《個人情報保護》

当社では、個人情報保護法及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインを遵守すべく、下記の方針・規程を整備し、個人情報の適正な取扱いに取り組んでおります。

[「個人情報保護方針」](#)

[「個人情報保護取扱規程」](#)

[「情報セキュリティに関する事務取扱基準」](#)

また、代理店向けマニュアルにおいても、代理店としての遵守事項を盛り込み、個人情報保護の指導指針としております。

2. リスク管理について

当社では、経営のリスクを以下の通り分類し、それぞれのリスクについて管理方針・規程を定め、遵守する態勢をとっております。

事故災害等有事対策	：「危機管理規程」「災害対策規程」「コンティンジェンシープラン」
保険引受リスク	：「保険引受リスク管理方針・規程」
資産運用・流動性リスク	：「資産運用リスク管理方針・規程」「流動性リスク管理方針・規程」
事務・システムリスク	：「事務リスク管理方針・規程」「システムリスク管理方針・規程」
再保険リスク	：「再保険規程」

3. 業務改善委員会の設置と運営

以上のようなコンプライアンス・リスク管理、ならびにお客様対応の改善等を組織的に推進するため社内の委員会組織として「業務改善委員会（コンプライアンス部会、リスク管理部会、苦情・保険金部会）」を設置し、定期開催を行っております。

この委員会では、社長以下部門長を構成メンバーとし、コンプライアンス（法令遵守）をはじめ、リスク管理、保険金支払い、お客様よりの苦情相談に係わる諸問題の報告、情報共有化を行い業務の改善に繋げるべく審議運営を行っております。

当社の勧誘方針

お客様への保険販売・勧誘にあたって

旭化成ホームズ少額短期保険株式会社 勧誘方針

当社は、役職員ひとりひとりがコンプライアンス重視の精神を高く持ち、保険業法その他関連法令等を遵守した適正な保険販売を行うため、勧誘方針を以下のように定めます。

- ◇常にお客さまの立場に立ち、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、その他の関係法令等を遵守し、お客さまの意向に沿った最適の商品設計・販売等を行うよう努めます。
- ◇販売活動に際しましては、商品内容についてのお客さまのご理解を得られるよう情報提供と説明に工夫を凝らし、また、時間帯や勧誘場所についても、お客さまの立場に立ち十分に配慮するよう努めます。
- ◇お客さまから寄せられる貴重なご意見につきましては、真摯に受けとめ、お客さまの満足度を高められるようその後のサービス向上等に活かしてまいります。
- ◇万が一保険事故が発生した場合の保険金・給付金のお支払いに関しましては、ご契約内容に従って迅速、的確に手続きが行われるよう努めます。
- ◇お客さまに関する情報は、業務上必要な範囲で収集し適正に使用するとともに、厳重な管理を行うことにより個人情報の保護に努めます。

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当社及び旭化成ホームズグループ各社（旭化成ホームズ株式会社及びその100%子会社を言い、100%子会社が発行済み株式の全てを保有する株式会社も含まれます。以下、同じとします。）は、事業活動を円滑に行うため、お客様、お取引先、株主などの利害関係のある方々ならびに当社の役員および従業員の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）第2条第1項にいう「個人情報」をいいます。以下同じ。）（なお、本ポリシーにおける個人情報には、保険代理店事業において保険会社から業務委託に基づいて当社が取得する個人情報を含みます。）を取得・利用させていただいております（例えば、申込書、契約書、請求書等の契約の締結・履行に関する書面を取得すること等によって、個人情報を取得させていただきます。）。当社及び旭化成ホームズグループ各社は、これらの個人情報の適正な保護を重要な責務と認識し、この責務を果たすために、次の方針のもとで個人情報を取り扱います。

なお、この方針の内容は改定することがありますので、定期的にご確認いただきますようお願いいたします。また、当社または旭化成ホームズグループ各社にてこのプライバシーポリシーと異なる内容で個人情報を利用する場合には、旭化成ホームズグループ各社の個別ホームページのプライバシーポリシーにて記載すること、又は、個別に利用目的等を通知させていただくことのいずれかの方法によります。

- (1) 個人情報に適用される個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守するとともに、一般に公正妥当と認められる個人情報の取扱いに関する慣行に準拠し、適切に取り扱います。また、適宜、取扱いの改善に努めます。
- (2) 個人情報の取扱いに関する規程を明確にし、社内に周知徹底します。
- (3) 個人情報の取得に際しては、利用目的を特定して通知または公表し、その利用目的に従って個人情報を取り扱います。
- (4) 個人情報の漏洩、紛失、改ざん等を防止するため、安全管理措置を取る等の必要な対策を講じて適切な管理を行います。
- (5) 保有する個人情報について、ご本人からの開示、訂正、削除、利用停止の依頼を所定の窓口でお受けして誠意をもって対応します。

具体的には、以下の内容に従って個人情報を取り扱います。

1. 利用目的

当社および旭化成ホームズグループ各社は、事業活動に伴い、事業遂行上必要となる個人情報を既に取得し、また今後も取得しますが、これらの個人情報は下記の目的で利用させていただきます。

- (1) 旭化成ホームズグループの事業における各種商品・サービスの提供及びこれらのアフターサービスの提供
- (2) 商品・サービス提供に関連する各種手続（融資、許認可取得、登記等）の支援、取次

- (3)旭化成ホームズグループの事業における営業活動（マーケティング、商品・サービスに関する資料等の送付又はお届け、資産活用関連情報提供等）
(4)旭化成ホームズグループの商品・サービスの開発、改善
(5)上記各目的に付帯する事項

以上

当社が担当する事業、及び、各事業における利用目的の具体例は次のとおりとなります。

1)少額短期保険業

- ・少額短期保険契約の適正な引受け（調査を含む）、維持管理、更新、並びに 保険金の支払い等、及び、これらの業務に関する調査・書類等の作成・締結 並びに保険金の授受等
- ・保険商品販売、保全、情報サービス、維持管理業務（保険、商品に関する案内、情報提供、契約の引受審査、契約の維持管理、支払査定業務を含む。）
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ・保険商品・サービスに関する市場調査及びその分析
- ・当社又は提携先企業等が取り扱う少額短期保険商品・サービスの案内及び提供
- ・弊社または弊社代理店が提供する商品・サービス等に係るアンケート実施

2)損害保険代理店事業

- ・保険等に関する各種提案（書類の作成を含む）
- ・保険等に関する契約の締結に必要な調査、書類等の作成、及び同契約の履行
- ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・カタログ・資料等の送付、セミナー等の各種イベント等のご案内、当社が委託を受ける保険会社の各種商品・サービスの提供
- ・ローン・資産活用・保険・介護等その他の住まい・生活全般に関わる情報提供等のご案内
- ・各種アンケートへのご記入、ホームページ・カタログ・広告等の企画・制作、各種イベント開催等へのご協力をお願い
- ・商品やサービス等の開発・改善・充実

当社および旭化成ホームズグループ各社は、業務を円滑に進めるため、業務の一部を委託し、業務委託先に対して、必要な範囲で個人情報を既に提供し、また今後も提供することがあります。この場合、当社および旭化成ホームズグループ各社は、これらの業務委託先との間で取扱いに関する契約の締結をはじめ、適切な監督を行います。

2. 共同利用等

当社は、当社が管理する全ての個人データを、前項に記載した利用目的にしたがって、旭化成ホームズグループ各社との間で共同利用します。なお、信用情報、要配慮個人情報（個人情報保護法第2条第3項参照）、機微情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条参照）については、この限りではありません。

また、当社および旭化成ホームズグループ各社間における個人データの共同利用に関する個人データの管理責任は、旭化成ホームズ株式会社が有します。

3. 第三者への開示・提供

当社及び旭化成ホームズグループ各社は、原則、ご本人から取得した個人情報を第三者へ開示または提供しません。ただし、全ての個人情報については次の（1）に該当する場合、当社が担当する事業に関して取得した個人情報については同事業に関して必要な場合（提供先は以下に事業毎に示した第三者に限りま。）及び、ご本人から個人情報を取得する際に提示した書面に記載されている場合は、この限りではありません。

（1）全ての個人情報について

- ・ご本人の同意がある場合
- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ・統計的なデータなど本人を識別することができない状態で開示・提供する場合
- ・合併、会社分割、営業譲渡その他の事由による承継の場合
- ・上記1（利用目的）に記載した業務委託先への提供の場合

（2）少額短期保険事業に関して取得した個人情報について

（少額短期保険事業に関して必要な場合）

- ・一般社団法人 日本少額短期保険協会
- ・支払情報公開制度の参加会社

（3）損害保険代理店事業に関して取得した個人情報について

（損害保険代理店事業に関して必要な場合）

- ・ペット＆ファミリー損害保険株式会社

4. 機微（センシティブ）情報

当社は、機微情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条参照）については、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条第1項に列挙された場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

5. 開示等の手続

お客様の「保有個人データ」（氏名、住所、建物所在地、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、職業・勤務先情報等）について、開示・訂正・利用停止等を希望される場合は、弊社の定める様式の申請書（PDF:ダウンロード用）に必要事項を記入いただいた上で、運転免許証、パスポート、外国人登録証明書等の本人確認に必要な資料（いずれも写しで可。）とともに、原則として「6. お問い合わせ窓口」に記載された窓口までご郵送ください。

情報の漏洩防止、正確性の確保の観点から、必要な調査を行い、当該請求がご本人よりなされたものであると確認できた場合に限り、ご請求内容に応じた合理的な期間内に必要な対応を行います。

なお、対応の結果について書面によりお知らせする場合には、手数料として1件につき金500円をご負担いただくことがございますのでご了承下さい。

6. お問い合わせ等窓口

個人情報に関するお問い合わせ等は、下記お問い合わせ窓口にて受け付けいたします。

〒101-8101

東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング7F

旭化成ホームズ少額短期保険株式会社

TEL：(03) 6899-3290

7. 旭化成ホームズグループ各社のウェブサイトについて

(1) 安全対策

当ウェブサイトでは、個人情報を安全に管理・運営するよう鋭意努力しており、個人情報の紛失・破壊・改ざん、漏洩等への危険防止に対する合理的かつ適切な安全対策を行っています。また、個人情報を取り扱う部門ごとに情報管理責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めるとともに、情報セキュリティに関する規程を設けて社内への周知徹底を実施しています。

(2) 特定または不特定情報の収集

当ウェブサイトでは、アクセスされたご本人を特定できる情報（氏名、住所、電話 番号、電子メールアドレス等）を、ご本人の同意なく収集することはありません。その一方、当ウェブサイトでは、ご本人個人を特定できない情報を収集することがあります。このタイプの情報の例としては、ご本人が当ウェブサイトのどのページにご訪問されたのか、またどのドメイン名のウェブサイトから当ウェブサイトへアクセスされたのかの記録等があります。これらの情報は、当ウェブサイトの内容の改善等に利用されることがあります。

(3) クッキーの利用

当ウェブサイトは、お客様が当ウェブサイトを最適な状態で利用していただくため、お客様のクッキー（ウェブサーバがご本人のコンピュータを識別する業界標準の技術）を利用しています。クッキーの利用を希望されない場合は、お客様のブラウザの設定でクッキーの利用を中止することができます。その場合、一部のサービスがご利用できなくなることがございます。また、当ウェブサイトは、お客様のアクセスをログ（履歴）として収集しております。これらのログは、お客様の利用状況を把握し、お客様の利便性向上のために利用されることがあります。

(4) 本プライバシーポリシーの適用範囲

本プライバシーポリシーの適用範囲は、当社および旭化成ホームズグループ各社です。ただし、旭化成ホームズグループ各社にて本プライバシーポリシーと異なるプライバシーポリシーを定めている場合には、当該グループ各社のポリシーが適用されます。また、当ウェブサイトからリンクの張られている他のウェブサイトのプライバシー保護についての責任は負いかねますので、それぞれのウェブサイトのプライバシーポリシーをご確認ください。

4. お客様対応窓口について

お客様からの保険に関するご相談・苦情等につきましては、下記お客様相談室が対応いたします。
お申し出いただいたご意見等につきましては、真摯に対応に努める所存でございます。

TEL：03-6899-3290 FAX：03-6899-3650
受付時間：9：00～18：00
(土・日・祝日、年末年始は除きます。)

なお、お客様の必要に応じ、指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」（通称ADR機関）をご利用いただくことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
住所：〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SFビル2階
TEL：0120-82-1144（フリーダイヤル）
FAX：03-3297-0755
受付時間：9：00～12：00 13：00～17：00
受付日：月曜日～金曜日
(祝日および年末年始休業期間を除きます。)

※指定紛争解決機関とは、お客様と少額短期保険業者との間の紛争等に関して、公平かつ中立的な立場から
和解の斡旋・紛争解決支援を行う機関です。

IV 主要な業務に関する事項

1. 令和元年度における事業概況

[事業環境]

当事業年度における我が国経済は、上期は堅調に推移するものの、10月施行の消費税増税、年初来の新型肺炎蔓延の影響を受け、下期は減速し、そのまま後退局面に差し掛かっている状況にあります。その中で、賃貸住宅市場においても、地方を中心に、融資審査の厳格化の影響もあり、新規着工件数は10%以上の下落となっております。

このような事業環境のなかで、当社は、旭化成不動産レジデンス（株）のサブリース物件を取扱う不動産会社と連携して販売を拡大することが出来、保険料が前年比7.9%増加となりました。この結果、経常収益は1,553百万円余（対前年比11.6%増）となりました。また、責任準備金の積み増し・自然災害による保険金支払いの増大等があり、経常利益は88百万円余（対前年比18.6%減）となりました。

[会社が対処すべき課題]

今年度は昨年度以上に、個人消費は重く足かせとなる見込みで、我が国経済がプラスの局面を見通すことは非常に厳しい状況です。当社の重大なマーケットである首都圏を中心とした賃貸住宅市場は、今のところ大幅な収縮等の動きは見られず、堅調に推移すると見てはいるものの、全般的な市場環境が少なからず契約者数に影響を及ぼす可能性は否定できません。その影響を受けないために、不動産会社との日頃の連携を強化すること、ストックとして増加していく更新対象のお客様をしっかりと再更新していくことに重点を置いて参ります。また、お客様の信頼とニーズに真摯にお答えするべく、コンプライアンス体制の維持・強化にも努めてまいります。

2. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経常収益	1,196,215	1,328,979	1,484,231
経常利益(経常損失△)	74,704	108,172	88,044
当期純利益(当期純損失△)	56,365	67,411	64,188
資本金の額 (発行済株式の総数)	290,000 (5,800株)	290,000 (5,800株)	290,000 (5,800株)
純資産額	236,638	305,690	371,903
総資産額	641,463	735,521	831,445
責任準備金残高	166,050	149,900	161,718
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	818.1%	1,944.2%	2,234.3%
配当性向	—	—	—
従業員数	8名	9名	9名
正味収入保険料の額	136,298	72,896	82,225

※1.従業員は、出向社員を含んでおります。

※2.純資産額は、保険業法第272条の4第1項第3号の純資産額です。

3. 直近の2事業年度における業務の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

①正味収入保険料

(単位:千円)

種目	平成30年度		令和元年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	21,490	95.5%	78,089	95.0%
医療保険	1,024	4.5%	4,136	5.0%
合計	22,514	100.0%	82,225	100.0%

* 正味収入保険料とは、元受正味保険料から再保険契約の支払再保険料を控除したものをいいます。

②元受正味保険料

(単位:千円)

種目	平成30年度		令和元年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	654,313	98.5%	698,698	98.7%
医療保険	10,230	1.5%	9,494	1.3%
合計	664,543	100.0%	708,192	100.0%

* 元受正味保険料とは、元受保険料から解約返戻金やその他返戻金を控除したものをいいます。

③支払再保険料

(単位:千円)

種目	平成30年度		令和元年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	618,772	98.5%	620,609	99.1%
医療保険	9,206	1.5%	5,358	0.9%
合計	627,978	100.0%	625,967	100.0%

* 支払再保険料とは、再保険料から再保険料返戻金およびその他再保険収入を控除したものをいいます。

④保険引受利益

(単位:千円)

種目	平成 30 年度		令和 元 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	151,256	99.0%	126,433	98.9%
医療保険	1,586	1.0%	1,379	1.1%
合計	152,842	100.0%	127,812	100.0%

* 保険引受利益とは、保険引受収益から保険引受費用、営業費および一般管理費を控除したものをいいます。

⑤正味支払保険金等

(単位:千円)

種目	平成 30 年度		令和 元 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	18,304	97.1%	25,974	96.2%
医療保険	553	2.9%	1,038	3.8%
合計	18,857	100.0%	27,012	100.0%

* 正味支払保険金とは、元受契約の支払保険金から再保険契約における回収再保険金を控除したものをいいます。

⑥元受正味保険金等

(単位:千円)

種目	平成 30 年度		令和 元 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	72,434	95.4%	149,863	97.9%
医療保険	3,488	4.6%	3,145	2.1%
合計	75,922	100.0%	153,008	100.0%

⑦回収再保険金等

(単位:千円)

種目	平成 30 年度		令和 元 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	55,395	97.1%	123,889	98.3%
医療保険	1,670	2.9%	2,107	1.7%
合計	57,065	100.0%	125,996	100.0%

(2) 保険契約に関する指標等

①契約者配当金

該当事項はございません。

②正味損害率、正味事業費率および正味合算率

(単位：％)

種目	平成 30 年度			令和 元 年度		
	正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
火災・家財 保険	25.8	▲52.0	▲26.2	33.3	▲58.0	▲24.7
医療保険	27.6	49.2	76.8	25.1	47.8	72.9
合計	25.9	▲49.2	▲23.3	32.9	▲52.7	▲19.8

* 正味損害率 = 正味支払保険金 ÷ 正味収入保険料

* 正味事業費率 = 正味事業費 ÷ 正味収入保険料

* 正味合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

* 正味事業費 = 事業費 - 再保険手数料

③出再控除前の元受損害率、元受事業費率および元受合算率

(単位：％)

種目	平成 30 年度			令和 元 年度		
	元受損害率	元受事業費率	元受合算率	元受損害率	元受事業費率	元受合算率
火災・家財 保険	11.1	66.6	77.7	21.4	64.6	86.0
医療保険	34.1	60.9	95.0	33.1	59.0	92.1
合計	11.4	66.5	77.9	21.6	65.4	87.0

* 元受損害率 = 当期発生保険金等 ÷ 当期既経過保険料

* 元受事業費率 = 事業費 ÷ 当期既経過保険料

* 元受合算率 = 元受損害率 + 元受事業費率

④出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位 5 社の割合

	平成 30 年度	令和 元 年度
出再先保険会社の数	3社	3社
出再先保険会社のうち 上位 5 社の出再保険料の割合	100.0%	100.0%

⑤支払再保険料の格付ごとの割合

格付区分	支払再保険料における割合	
	平成 30 年度	令和 元 年度
A－以上	90.2%	90.2%
BBB 以上	9.8%	9.8%
その他	－	－
合計	100.0%	100.0%

※格付区分は、スタンダード＆プアーズ社の各年度末時点での格付けを使用しております。

⑥未収再保険金の額

(単位：千円)

種目	平成 30 年度		令和 元 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	18,333	97.0%	39,200	99.2%
医療保険	573	3.0%	302	0.8%
合計	18,906	100.0%	39,502	100.0%

(3) 経理に関する指標等

①支払備金

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和 元 年度
火災・家財保険	7,523	10,104
医療保険	133	332
合計	7,656	10,436

②責任準備金

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和 元 年度
火災・家財保険	149,706	160,860
医療保険	194	858
合計	149,900	161,718

③利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

該当事項はございません。

④損害率の上昇に対する経常損失の変動

(単位：千円)

損害率の上昇シナリオ	発生損害率が 1% 上昇すると仮定いたします。	
計算方法	正味既経過保険料 × 1%	
経常損失の増加	平成 30 年度	令和 元 年度
	688	750

* 異常危険準備金等の取り崩しは考慮いたしません。

(4) 資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

(単位:千円)

区分	平成 30 年度		令和元年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金	442,215	60.1%	502,112	60.4%
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
運用資産計	442,215	60.1%	502,112	60.4%
総資産	735,521	100.0%	831,445	100.0%

②利息配当収入の額および運用利回り

区分	平成 30 年度		令和元年度	
	金額	利回り	金額	利回り
現預金	—	—	—	—
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
小計	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

③保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

該当事項はございません。

④保有有価証券利回り

該当事項はございません。

⑤有価証券の種類別の残存期間別残高

該当事項はございません。

4. 責任準備金残高の内訳

(単位:千円)

種 目	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当 準備金等	合 計
火災・家財保険	140,608	20,252	—	160,860
医療保険	733	125	—	858
合計	141,341	20,377	—	161,718

V 財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

【資産の部】

(単位：千円)

科目	平成 30 年度末	令和元 年度末
(資産の部)		
現金及び預貯金	442,215	502,112
現金	—	—
預貯金	442,215	502,112
金銭の信託	—	—
有価証券	—	—
国債	—	—
地方債	—	—
政府保証債	—	—
その他の証券	—	—
有形固定資産	0	0
土地	—	—
建物	—	—
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	0	0
無形固定資産	55,148	43,538
ソフトウェア	55,148	43,538
のれん	—	—
その他の無形固定資産	—	—
代理店貸	24,274	35,656
再保険貸	177,063	208,515
その他資産	555	433
未収金	525	433
代理業務貸	—	—
未収保険料	—	—
前払費用	30	0
未収収益	—	—
預託金	—	—
仮払金	—	—
保険業法第113条繰延資産	—	—
その他の資産	0	0
繰延税金資産	20,267	25,192
再評価に係る繰延税金資産	—	—
供託金	16,000	16,000
資産の部合計	735,521	831,445

【負債及び純資産の部】

(単位：千円)

科目	平成 30 年度末	令和元年度末
(負債の部)		
保険契約準備金	159,885	172,154
支払備金	9,984	10,436
責任準備金	149,900	161,718
普通責任準備金	131,409	141,341
異常危険準備金	18,491	20,377
契約者配当準備金	—	—
代理店借	12,266	12,999
再保険借	193,265	204,882
短期社債	—	—
社債	—	—
新株予約権付社債	—	—
その他負債	72,543	82,495
代理業務借	—	—
借入金	763	965
未払法人税等	31,470	27,215
未払金	—	—
未払費用	6,271	9,472
前受収益	33,981	36,503
預り金	58	8,340
資産除去債務	—	—
仮受金	—	—
その他の負債	—	—
退職給付引当金	—	—
役員退職慰労引当金	—	—
その他の引当金	10,225	7,389
価格変動準備金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
負債の部合計	448,183	479,919
(純資産の部)		
資本金	290,000	290,000
新株式申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	△2,662	61,526
利益準備金	—	—
その他利益剰余金	△2,662	61,526
退職金関係積立金	—	—
不動産圧縮積立金	—	—
社会厚生事業増進積立金	—	—
その他積立金	—	—
繰越利益剰余金	△2,662	61,526
自己株式	—	—
自己株式申込証拠金	—	—
株主資本合計	287,338	351,526
その他有価証券評価差額	—	—
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	—	—
新株予約権	—	—
純資産の部合計	287,338	351,526
負債及び純資産の部合計	735,521	831,445

(2) 損益計算書

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 元 年度
経常収益	1,328,979	1,484,231
保険料等収入	1,310,680	1,482,381
保険料	725,354	782,945
再保険収入	585,327	699,436
回収再保険金	57,065	125,996
再保険手数料	477,880	506,320
再保険返戻金	49,400	66,118
その他再保険収入	982	1,003
支払備金戻入額	466	0
責任準備金戻入額	16,150	0
資産運用収益	—	—
利息及び配当金等収入	—	—
預貯金利息	—	—
有価証券利息・配当金	—	—
その他利息配当金	—	—
有価証券売却益	—	—
有価証券償還益	—	—
その他運用収益	—	—
その他経常収益	1,683	1,850
経常費用	1,220,807	1,396,187
保険金等支払金	778,762	920,850
保険金	72,434	149,863
給付金	3,488	3,145
解約返戻金等	60,811	74,753
その他返戻金	—	—
契約者配当金	—	—
再保険料	642,029	693,088
責任準備金等繰入額	—	12,269
支払備金繰入額	0	451
責任準備金繰入額	0	11,818
資産運用費用	—	—
有価証券売却損	—	—
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	—	—
その他運用費用	—	—
事業費	441,996	462,977
営業費及び一般管理費	397,326	423,210
うちのれん償却額	—	—
税金	29,645	28,157
減価償却費	15,024	11,610
退職給付引当金繰入額	—	—
その他経常費用	50	90
保険業法第113条繰延資産償却費	—	—
その他経常費用	50	90
保険業法第113条繰延額 (△)	—	—
経常利益	108,172	88,044

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 元 年度
特別利益	—	—
特別損失	13,158	0
契約者配当準備金繰入額	—	—
税引前当期純利益	95,014	88,044
法人税及び住宅税	31,650	28,781
法人税等調整額	△4,047	△4,925
法人税等合計	27,603	23,856
当期純利益	67,411	64,188

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	平成 30年度	令和 元年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	724,147	771,563
再保険収入	556,291	667,984
保険金等支払による支出	△ 75,922	△ 153,008
解約返戻金等支払による支出	△ 60,811	△ 74,753
再保険料支払による支出	△ 613,144	△ 681,471
事業費の支出	△ 489,690	△ 439,343
その他	1,663	1,766
小計	42,534	92,737
利息及び配当金等の受取額	—	—
利息の支払額	△ 29	△ 7
契約者配当等の支払額	—	—
その他	—	—
法人税等の支払額	△ 25,428	△ 33,036
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,076	59,694
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額（△は増加）	—	—
有価証券の取得による支出	—	—
有価証券の売却・償還による収入	—	—
その他	19,080	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	19,080	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入による収入	—	—
借入金の返済による支出	75	202
社債の発行による収入	—	—
社債の償還による支出	—	—
株式の発行による収入	—	—
自己株式の取得による支出	—	—
配当金の支払額	—	—
その他	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	75	202
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	36,231	59,896
現金及び現金同等物期首残高	405,984	442,215
現金及び現金同等物期末残高	442,215	502,112

(4)株主資本等変動計算書

○平成30年度

(単位：千円)	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金			
当期首残高	290,000	△70,073	△70,073	219,927	219,927
当期変動額					
当期純利益		67,411	67,411	67,411	67,411
当期変動額合計		67,411	67,411	67,411	67,411
当期末残高	290,000	△2,662	△2,662	287,338	287,338

○令和元年度

(単位：千円)	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金			
当期首残高	290,000	△2,662	△2,662	287,338	287,338
当期変動額					
当期純利益		64,188	64,188	64,188	64,188
当期変動額合計		64,188	64,188	64,188	64,188
当期末残高	290,000	61,526	61,526	351,526	351,526

【計算書類に関する注記事項】

〈重要な会計方針に係る事項に関する注記〉

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産…建物は定額法、建物以外は定率法

(リース資産を除く)

(2)無形固定資産…定額法

(リース資産を除く)

(3)リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

2. 繰延資産の償却方法

(1)その他の資産…開業費、5年で均等額を償却

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金…従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税は、5年間で均等償却を行っております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針28号）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

〈会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記〉

（１）有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法の変更

従来、当社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しています。この変更は当社の親会社である旭化成株式会社が有形固定資産の減価償却方法定率法から定額法に変更することを契機としまして、有形固定資産の償却方法の検討を行った結果、当社の有形固定資産は、長期的かつ安定的に稼働し、当社の安定的な収益の獲得に貢献することが見込まれることから、有形固定資産の減価償却方法として定額法を採用することが有形固定資産の使用実態をより適切に反映する費用配分方式となるとともに、当社のより適切な業務管理に資するト判断したことによります。

この変更により、従来の方法によった場合に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、稀少ではありますがそれぞれ微増しています。

〈表示方法の変更に関する注記〉

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改訂」の適用に伴う繰延税金資産・負債ノ表示方法の変更「『税効果会計に係る会計基準』の一部改訂」（企業会計基準第28号）を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しています。

〈誤謬の訂正に関する注記〉

該当事項はございません。

〈貸借対照表に関する注記〉

1. 有形固定資産の減価償却累計額は、489千円であります。
2. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出発支払備金控除前）	42,048千円
同上にかかる出再支払備金	31,612千円
差引	10,436千円

3. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	610,565千円
同上にかかる出再責任準備金	469,224千円
差引	141,341千円
その他責任準備金	20,377千円
計	161,718千円

〈損益計算書に関する注記〉

1. 正味収入保険料は、次のとおりであります。

保険料	782,945千円
再保険返戻金	66,118千円
計	849,063千円
解約返戻金等	74,753千円
再保険料	693,088千円
差引	81,222千円

2. 正味支払保険金は、次のとおりであります。

保険金等	153,008千円
回収再保険金	125,996千円
差引	27,012千円

3. 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入金	4,184千円
同上にかかる出再支払備金繰入額	3,733千円
差引	451千円

4. 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額	51,102千円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	41,169千円
差引	9,933千円
その他責任準備金繰入額	1,885千円
計	11,818千円

〈キャッシュ・フロー計算書に関する注記〉

1. 資金の範囲

資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動については僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

2. 現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預貯金	502,112千円
現金及び現金同等物期末残高	502,112千円

〈株主資本等変動計算書に関する注記〉

1. 当該事業年度の末日における発行済み株式の総数
普通株式 5,800 株

〈1株当たり情報に関する注記〉

1. 1株当たり純資産額 60,607円98銭
2. 1株当たり当期純利益 11,066円87銭

〈関連当事者との取引に関する注記〉

属性	会社名	当該会社の議決権等の所有割合	当該関連当事者の議決権等の所有割合	科目	期末残高(千円)
親会社	旭化成株式会社	—	間接所有 100%	未払金	25,104

〈重要な後発事象に関する注記〉

該当事項はございません。

2. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：千円）

	平成30年 度末	令和元年 度末
(1) ソルベンシー・マージン総額	305,830	371,903
①純資産の部合計 （社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く）	287,338	351,526
②価格変動準備金	—	—
③異常危険準備金	18,491	20,377
④一般貸倒引当金	—	—
⑤その他有価証券の評価差額（税効果控除前）（99%又は100%）	—	—
⑥土地含み損益（85%又は100%）	—	—
⑦契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	—	—
⑧将来利益	—	—
⑨税効果相当額	—	—
⑩負債性資本調達手段等	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	—	—
⑪控除項目（一）	—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R1^2 + R2^2]} + R3 + R4$	31,460	33,290
保険リスク相当額	24,677	25,089
R1 一般保険リスク相当額	10,230	8,856
R4 巨大災害リスク相当額	14,447	16,233
R2 資産運用リスク相当額	12,181	13,663
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	4,422	5,021
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	5,988	6,557
再保険回収リスク相当額	1,771	2,085
R3 経営管理リスク相当額	1,106	775
ソルベンシー・マージン比率 (1) / { (1/2) × (2) }	1,944.2%	2,234.3%

3. 有価証券または金銭信託の取得価額または契約価額、時価および
評価損益

①有価証券

該当事項はございません。

②金銭の信託

該当事項はございません。

4. 公衆の縦覧に供する書類について会社法による会計監査人の監査

該当事項はございません

5. 貸借対照表、損益計算書および株式資本等変動計算書について
金融商品取引法による公認会計士または監査法人の監査証明

該当事項はございません